

【戸籍謄本等をご提出される方へ】

～ Q & A 集～

- Q 1** 審判や調停の申立てにあたり、戸籍謄本（改製原戸籍謄本、除籍謄本を含む。）、全部事項証明書、戸籍附票、住民票の写し（以下「戸籍謄本等」といいます。）の提出を求められていますが、これらは原本を提出する必要がありますか。

原本を提出する必要はありません。原本から正確にコピーをとった写し（以下「正確な写し」といいます。）を作成し、その写しを提出することでかまいません。

なお、正確な写しを提出された場合でも、担当裁判官の判断により、原本の提出が求められることがありますので、裁判所の審理が終了するまでは、原本を大切に保管しておいてください。

- Q 2** 正確な写しとはどのようなものですか。

正確な写しとは、原本からコピー機で等倍のコピーをとって作成されたもので（白黒も可）、原本と同じ枚数、同じ形状で、ページの順番も原本と同じように綴じられていて、かすれや欠けがなく、正しく読めるものをいいます。

全てのページが正確にコピーできているか、かすれや欠けはないか、ページの抜け落ちや重複などがなく、ページの順番も原本と同じようになっているか、ステープラー（ホッチキス）で正しく留められているか、別の戸籍のページが混ざっていないかについてご確認いただいた上で、必ず原本と照合して正確な写しを作成してください。

また、糊付けされた小さな紙（掛紙）がある場合（下記Q 1 1をご参照ください。）は、その紙をめくって、下の紙も忘れずにコピーし、原本と同様に小さな紙を切り貼りしてください。

提出された写しが正確でない場合、正確な写しを再度ご提出いただくこととなりますが、裁判官の判断により原本の提出をお願いする場合があります。

- Q 3** 戸籍謄本等の写しは、カメラ（携帯電話、スマートフォンに内蔵されたものを含む。）で戸籍謄本等を撮影したものを提出していいですか。

提出できません。カメラで撮影した画像を印刷したものは、「正確な写し」とは認められません。必ず、コピー機でコピーした正確な写しを提出してください。

Q 4 戸籍謄本等の正確な写しを作成する自信がありません。

正確な写しを作成することが難しい場合は、原本を提出することもできます。ただし、一度裁判所に提出された書類は、原則としてお返しできないことにご留意ください。

Q 5 戸籍謄本等の正確な写しを提出する場合、これらの原本を提示もしくは提出する必要はありますか。

原則としてその必要はありません。ただし、担当裁判官の判断等により、戸籍謄本等の原本の提示もしくは提出を求められることがあります。裁判所の審理が終了するまでは原本を大切に保管しておいてください。

Q 6 人事訴訟を提起する場合は、戸籍謄本等のコピーで良いのですか。

人事訴訟規則第13条では戸籍謄本等の原本の提出が求められていますので、コピーによる提出はできません。

Q 7 当事者等に韓国籍の者がいるために、「家族関係証明書※」及びその訳文の提出を求められていますが、これも写しの提出でいいですか。

写しの提出でかまいません。日本国籍の方についてご提出いただく戸籍謄本等と同様に、「家族関係証明書」及びその訳文の双方について、正確な写しの提出で足りります。

※ 韓国戸籍、基本証明書、婚姻関係証明書、入養関係証明書、親養子入養関係証明書及び外国人登録原票も同様です。

Q 8 すでに裁判所に提出した戸籍謄本等の原本を他の手続で使用したいのですが、原本は返してもらえないのですか。

一度裁判所に提出された書類は、原則としてお返しできません。なお、戸籍謄本等の再取得が困難であるなどの場合は、担当書記官にご相談ください。

Q 9 提出すべき戸籍謄本等が複数あります。複数をまとめて1枚にコピーしたり、両面コピーをして提出してもいいですか。

そのような提出は認められません。正確な写しは、戸籍謄本等の原本の形状と同じように作成してください。複数の戸籍謄本等をまとめてコピーしたり、両面コピーをしたものを提出することはできません。また、縮小コピーや拡大コピーもしないでください。

Q10 提出すべき戸籍謄本等が2枚以上にわたっています。まとめて1枚にして提出したり（いわゆる「2 in 1」）、両面コピーをして提出してもいいですか。

そのような提出は認められません。正確な写しは、戸籍謄本等の原本の形状と同じように作成してください。2枚以上をまとめてコピーしたり、両面コピーをしたものを提出することはできません。また、縮小コピーや拡大コピーもしないでください。

Q11 改製原戸籍謄本や除籍謄本において、身分事項が記載された欄に小さな紙（掛紙）が糊で貼られているものが発行されました。貼られた紙を含め全部コピーした上で、原本と同じように糊付けをして提出しないといけませんか。

そのとおりです。ご提出いただく写しは、戸籍謄本等の原本の形状と同じように作成してください。

Q12 以前は、戸籍謄本等の原本を手元に置いておきたい場合は、原本と写しを裁判所に提出し、後に原本が返還される取扱いがされていましたが、そのような取扱いはされないのですか。

令和6年11月1日以降は、そのような取扱いはしていません。戸籍謄本等につき、正確な写しを提出すれば、原本を提出する必要はありません。

以上